

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）の症状固定の認定に誤りがあったとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、タクシー運転手として勤務していたところ、勤務中の交通事故で負傷し、「頸部捻挫、腰部捻挫、右肩腱板不全損傷」と診断され、通院治療を行っていた。

請求人は、事故の相手方から休業損害の給付を受けていたが、平成〇年〇月〇日以降の休業損害について給付されないこととなったため、労災保険の休業補償給付を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は同日を症状固定日と認定し、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

症状固定と判断された日以降も引き続き治療が必要な状態であったことから、監督署長の決定は誤りである。

3 原処分庁の意見

急性症状が消退し、症状が安定したことについて、主治医の意見書及び治療内容から、痺れ等の症状が残存しているものの、症状には変化はなく、安定した状態と判断できる。

また、療養を継続してももはや医療効果が期待できないことについて、主治医意見書から、今後の治療としては、「痛みに応じて治療を行う予定」とされており、今後も同様の保存的加療を続けるのみであることから、療養を継続しても医療効果が期待できない状態であると判断できる。

以上のとおり、症状が安定しており、今後の療養により医療効果が期待できない状態にあることから、平成〇年〇月〇日をもって症状固定と判断した。

4 審査官の判断

請求人は、監督署長が症状固定と認定した日以降においても通院加療したことにより徐々に症状は改善し、平成〇年△月△日に仕事に復帰したと申述している。また、主治医の意見からも請求人は、療養の継続により医療効果が得られていたことが窺える。

さらに、地方労災医員がカルテ、画像診断記録等より治療に要する期間を鑑定した結果、請求人の職場復帰の時期と概ね一致することから、請求人が休業補償給付の請求を行った期間は、客観的にみて本件の症状を改善するため要する妥当な療養期間であったと判断できる。

よって、監督署長が症状固定と認定した平成〇年〇月〇日当時の傷病の状態は、傷病の

症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態には当てはまらないものと判断する。

以上により、監督署長が請求人に対してなした、平成〇年〇月〇日は症状固定の状態であり休業補償給付を不支給とした判断は妥当ではなく、取り消されるべきである。